

第13部 病理診断

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

現 行	改 正
注2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。	注2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,200点を所定点数に加算する。

◆点数引き下げ

160184970	4種類以上抗体使用加算	1,200点
-----------	-------------	--------

◆廃止

160216650	HER2遺伝子標本作製（シークエンサーシステム）	2,700点
-----------	--------------------------	--------